

変 更 理 由 書

秋田市の長期未着手の都市計画道路について、令和３年６月に策定した本市の都市計画の基本方針である「第７次秋田市総合都市計画」において、多核集約型コンパクトシティの実現を前提に必要性和実現性を再検証し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定し、必要に応じて見直しを行うこととしている。これにより、令和４年度に都市計画道路の見直し検討を実施し、令和５年４月に検討結果をまとめた「秋田市都市計画道路見直し基本方針（案）」を策定したものである。

本変更は、その基本方針（案）に基づくものであり、各路線の主な変更理由は以下のとおりである。

３・４・３３ 号 将軍野相染線及び ３・５・３７ 号 秋田港四ツ屋線

都市計画道路 ３・４・３３ 号将軍野相染線は、昭和 29 年に都市計画決定され、その後、昭和 41 年から位置や区域、構造等の変更を行い、平成 31 年の位置や区域の変更及び車線数の決定を経て、現在の計画となっている。

当該都市計画道路は、起点から将軍野東二丁目地内までの区間は整備済となっているが、その他の区間は未整備となっている。

この未整備区間の内、３・４・３４ 号土崎環状線との交点（将軍野東一丁目地内）から終点までの区間については、将軍野地区と土崎地区を連絡する路線であるが、現道がなく、沿線の住宅地への影響が大きいことや、周辺の他の都市計画道路で交通処理が可能であることから、整備の必要性が低くなっている。また、当該区間を廃止した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

以上の理由から、３・４・３３ 号将軍野相染線について、３・４・３４ 号土崎環状線との交点（将軍野東一丁目地内）から終点までの区間を廃止して名称を ３・４・３３ 号外旭川将軍野線とし、併せて、終点、主な経過地、延長及び地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更するとともに、新たに地表式の区間における特殊街路との平面交差を追加する。

また、3・4・33 号将軍野相染線の一部区間の廃止に伴い、3・5・37 号秋田港四ツ屋線については、交差点部分の区域を変更するとともに、新たに車線数を 2 車線に決定する。

3・4・34 号 土崎環状線

都市計画道路 3・4・34 号土崎環状線は、昭和 29 年に将軍野後城線及び将軍野大浜線として都市計画決定され、昭和 41 年に路線の再編に伴う統合により、現在の名称に変更している。その後、昭和 60 年から、位置や区域、構造の変更を経て、平成 25 年に現在の計画となっている。

当該都市計画道路は、起点から 3・4・16 号秋田港北線との交点までの区間が整備済、また 3・5・38 号浜ナシ山長野線との交点（土崎港北三丁目地内）から終点までの区間が整備済及び概成済となっているが、その他の区間は未整備となっている。

この未整備区間の内、3・4・16 号秋田港北線との交点から 3・5・38 号浜ナシ山長野線との交点（土崎港相染町字浜ナシ山地内）までの区間については、幅員 10m が確保されており、将来交通量推計の結果、交通需要の増加が見込まれないことや、現道で沿線土地利用等に対応した一定程度の機能が確保されていることから、既定計画での整備の必要性が低くなっている。また、3・4・12 号御所野迫分線との交点から 3・5・38 号浜ナシ山長野線との交点（土崎港北三丁目地内）までの区間については、将来交通量推計の結果、周辺都市計画道路網への影響は小さいほか、現道がなく、沿線の住宅地への影響や JR 奥羽本線との横断部に多大な事業費が必要となるなど、整備の必要性及び実現性が低くなっている。

以上の理由から、3・4・34 号土崎環状線について、3・4・12 号御所野迫分線との交点から 3・5・38 号浜ナシ山長野線との交点（土崎港北三丁目地内）までの区間を廃止して名称を 3・4・34 号秋田港相染線とし、併せて終点、主な経過地、延長、幅員及び地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。また、3・5・38 号浜ナシ山長野線との交点（土崎港北三丁目地内）から終点までの区間については、3・4・81 号土崎将軍野線として新たに追加決定する。

3・4・76 号 前田和田 2 号線

都市計画道路 3・4・76 号前田和田 2 号線は、合併前の旧河辺町において、秋田自動車道の供用開始、秋田空港の需要拡大、秋田テクノポリス及び七曲臨空港工業団地の整備等、社会経済情勢の変動に伴う交通量の増大と都市化の進展に対応するため、平成 3 年に都市計画決定され、その後、平成 26 年に都市計画区域の統合により等類番号を変更し、現在の計画となっているが、全線未整備となっている。

この未整備区間については、地区内の交通を担う路線で、現道は狭小であるものの、将来交通量推計の結果、交通需要が少ないことから、既定計画での整備の必要性が低くなっている。また、当該区間を廃止した場合、周辺都市計画道路網への影響は小さい。

以上の理由から、3・4・76 号前田和田 2 号線について、全線を廃止する。